

固定資産現所有者（相続人等）申告書

【資産税課扱い】

令和 年 月 日

(宛先) 入間市長

申告者	氏名(名称)	(フリガナ)	被相続人との続柄	
		㊟		
	住所			
	生年月日	年 月 日	電話番号	—

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、入間市税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者（相続人等）」を申告いたします。

被相続人 (登記簿又は 固定資産課税 台帳の所有者)	氏名	(フリガナ)	死亡年月日
			年 月 日
	住所		

現所有者（相続人等） ※相続人代表者を除きます	1	氏名	(フリガナ)	被相続人との続柄	
		住所			
	生年月日	年 月 日	電話番号	—	—
	2	氏名	(フリガナ)	被相続人との続柄	
		住所			
	生年月日	年 月 日	電話番号	—	—
	3	氏名	(フリガナ)	被相続人との続柄	
住所					
生年月日	年 月 日	電話番号	—	—	

【裏面へ続く】

※入間市処理欄

受付者	処理者	確認者

現所有者（相続人等。 ※相続人代表者を除きます）	4	氏名	(フリガナ)	被相続人との続柄	
		住所			
		生年月日	年 月 日	電話番号	— —
	5	氏名	(フリガナ)	被相続人との続柄	
		住所			
		生年月日	年 月 日	電話番号	— —
	6	氏名	(フリガナ)	被相続人との続柄	
		住所			
		生年月日	年 月 日	電話番号	— —
備考欄					
※ 記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。					

【注意事項、説明事項】

- 「現所有者」とは、基本的には「相続人」のことを指します。
- 固定資産税及び都市計画税は、毎年1月1日現在の所有者が納税義務を負います。
その所有者が、1月1日以降に死亡した場合、「現所有者」として相続人が連帯して納税義務を負います。
- この申告書は、相続人に、納税義務を負う「現所有者」の住所、氏名等の申告義務が法律及び市の条例で規定されたことにより提出を求めるものです(地方税法第384条の3、入間市税条例第74条の3)。
- この申告書は、相続等により「現所有者であることを知った日の翌日から3ヶ月を経過した日」までに市長に提出しなければなりません(入間市税条例第74条の3)。
- この申告書の提出により、提出の翌年度から、毎年5月郵送の納税通知書は、「現所有者（相続人代表者）」のもとに発送されます。
- 所有者が死亡された年度は、納税通知書の名義は変わりませんが、この申告が地方税法第9条の2第1項を兼ねたものとして、賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類は代表者のもとに発送されます。
- この申告書は、不動産登記法による相続の名義変更や相続税とは、一切関係がありません。従って、登記の名義変更は、別途、法務局で手続きを行う必要があります。また、登記による名義変更が行われた場合は、市が所有する固定資産課税台帳も登記名義人に合わせ変更されます。

記入例

固定資産現所有者（相続人等）申告書【資産税課扱い】

(宛先) 入間市長

令和 3年 2月 10日

代表者は認印
を忘れずに!

相続人代表者は、
被相続人に係る納
税通知書等の書類
の受領や納付につ
いて行う、相続人
の代表です。

申告者 【現所有者（相続人代表者）】	氏名（名称）	(フリガナ) イルマ ハナコ	被相続人との続柄	妻
		入間 花子		
	住所	埼玉県入間市豊岡 1-16-1		
	生年月日	S10年 10月 10日	電話番号	090-1111-●●●●

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、入間市税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者（相続人等）」を申告いたします。

被相続人 (登記簿又は 固定資産課税 台帳の所有者)	氏名	(フリガナ) イルマ タロウ	死亡年月日
		入間 太郎	R3年 1月 2日
	住所	埼玉県入間市豊岡 1-16-1	

現所有者 (相続人等) ※相続人代表者を除きます	1	氏名	(フリガナ) イルマ ジロウ	被相続人との続柄	子
			入間 次郎		
		住所	埼玉県入間市豊岡 1-16-1		
		生年月日	S40年 4月 4日	電話番号	090-4444-●●●●
	2	氏名	(フリガナ) イルマ サブロウ	被相続人との続柄	子
			入間 三郎		
		住所	埼玉県入間市●●●5-5-5		
	生年月日	S45年 5月 5日	電話番号	090-5555-●●●●	
	3	氏名	(フリガナ) サヤマ チャコ	被相続人との続柄	子
			狭山 茶子		
住所		東京都●●●区●●●7-7-7			
生年月日	S47年 7月 7日	電話番号	090-7777-●●●●		

代表者以外の相続人
全員を記載してくだ
さい。印鑑は不要と
します。

【裏面へ続く】

※入間市 処理欄	受付者	処理者	確認者

現所有者（相続人等。※相続人代表者を除きます）	4	氏名	(フリガナ) カジヒバリ	被相続人との続柄	子	
			加治ひばり			
		住所	沖縄県●●市●●9-9-9			
		生年月日	S 4 9 年 9 月 9 日	電話番号	090-9999-●●●●	
	5	氏名	(フリガナ)	被相続人との続柄		
		住所				
		生年月日	— —			
	6	氏名		被相続人との続柄		
		住所				
		生年月日	年 月 日	電話番号	— —	
	備考欄					
	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">記入例</p> </div>					
※ 記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。						

相続人のうち、相続放棄をされた方がいる場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書（写）」を一緒に提出してください。

【注意事項、説明事項】

1. 「現所有者」とは、基本的には「相続人」のことを指します。
2. 固定資産税及び都市計画税は、毎年1月1日現在の所有者が納税義務を負います。
その所有者が、1月1日以降に死亡した場合、「現所有者」として相続人が連帯して納税義務を負います。
3. この申告書は、相続人に、納税義務を負う「現所有者」の住所、氏名等の申告義務が法律及び市の条例で規定されたことにより提出を求めるものです(地方税法第384条の3、入間市税条例第74条の3)。
4. この申告書は、相続等により「現所有者であることを知った日の翌日から3ヶ月を経過した日」までに市長に提出しなければなりません(入間市税条例第74条の3)。
5. この申告書の提出により、提出の翌年度から、毎年5月郵送の納税通知書は、「現所有者（相続人代表者）」のもとに発送されます。
6. 所有者が死亡された年度は、納税通知書の名義は変わりませんが、この申告が地方税法第9条の2第1項を兼ねたものとして、賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類は代表者のもとに発送されます。
7. この申告書は、不動産登記法による相続の名義変更や相続税とは、一切関係がありません。従って、登記の名義変更は、別途、法務局で手続きを行う必要があります。また、登記による名義変更が行われた場合は、市が所有する固定資産課税台帳も登記名義人に合わせ変更されます。